

審査の期間の目標の達成状況（平成25年末）

平成17年1月の改正労働組合法の施行に伴い、同年3月に「審査の期間の目標」を決定（平成22年11月に改定）し、不当労働行為事件の審査の迅速化等を推進しているところであるが、平成25年末における同目標の達成状況は次のとおりである。

目標1 再審査申立事件は、1年6か月以内のできるだけ短い期間内に終結させることを目標とする（注）。

（注）同一当事者間の事件が相当数係属し申立て後直ちには手続を進行させ難いと認められた事件や平成16年改正労働組合法の施行前から係属する極めて処理困難な事件は、本目標外とし、それぞれの事情に応じた個別的努力を行うこととする。

平成25年中に係属した事件は、24年からの繰越（目標1注意書事件を除く）80件に新規申立94件を加え174件であり、平成25年に終結した事件は、64件であった。この結果、未終結事件110件が次年に繰り越され、うち1年6か月経過した事件は13件であった。

また、終結した事件の平均処理日数は362日であった。

イ 係属事件の処理状況（25年1月以降の累計）

（件、日）

	係属件数			終結件数			未終結	
	前年繰越	新規申立	係属計	取下・和解	命令・決定	終結計		うち1年6か月経過
件数	80 (95)	94 (77)	174 (172)	41 (51)	23 (41)	64 (92)	110 (80)	13 (8)
平均処理日数				248 (310)	566 (478)	362 (385)		

（注）（）内は、前年実績

ロ 終結事件の処理日数別内訳

1年6か月以内の終結件数は51件、目標の達成率は79.7%であった。

（件）

	取下・和解	命令・決定	終結計
1年以内	34	3	37
1年超～1年3か月以内	4	4	8
1年3か月超～1年6か月以内	2	4	6
1年6か月以内	40	11	51 (㉒)
1年6か月超	1	12	13
終結計	41	23	64 (㉑)

$$\rightarrow \left(\begin{array}{c} \textcircled{2} \\ - \\ \textcircled{1} \end{array} \right) = \boxed{79.7\%} \quad (87.0\%)$$

（注）（）内は前年の達成率

（参考）

年	係属件数		終結件数			期末係属件数
	前年繰越	新規申立	取下和解	命令決定	終結計	
17	302	92	66	68	134	260
18	260	82	81	72	153	189
19	189	85	49	63	112	162
20	162	53	40	60	100	115
21	115	54	19	34	53	116
22	116	68	26	49	75	109
23	109	89	35	36	71	127
24	127	77	56	46	102	102
25	102	94	42	24	66	130

（注）目標1注意書事件を含む件数